

社会保障・税番号制度に係る個人番号カード等の交付体制について

1 社会保障・税番号（マイナンバー）制度及び通知カード・個人番号カードの概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が平成 27 年 10 月 5 日に施行され、日本国内に住居登録がある外国人を含めた全住民に、個人を識別する 12 桁の番号（マイナンバー）が付番される。

「通知カード」はこの個人番号を全住民に通知するため、平成 27 年 10 月から世帯ごとに簡易書留で送付されるもので、「個人番号カード」は希望者を対象として本人の申請により平成 28 年 1 月から交付されるものである。 <別紙 1 参照>

<<区の対象者数>>

平成 27 年 8 月現在	区内総人口	549,111 人（内外国人：19,078 人）
	区内総世帯	291,047 世帯

2 個人番号カード交付等に向けたスケジュール

区では社会保障・税番号制度開始に向け、下表のスケジュールで区民への制度周知、区民からの相談受付の体制を整え、通知カードの送付及び個人番号カードの交付を行う。

<別紙 2 参照>

<<スケジュール>>

項目	実施予定	平成 27 年				平成 28 年			備考
		9	10	11	12	1	2	3	
制度周知関係	8 月下旬								広報いたばし特集号を全戸配布リーフレット等配布（※）
コールセンター開設	9/1～								
臨時窓口開設	10/1～								計 7 か所に開設（本庁舎、6 区民事務所）
通知カード送付	10/5～								世帯ごとに簡易書留により郵送個人番号カード申請書同封
個人番号カード申請受付	10/5～								郵送または臨時窓口で受付
住基カード新規交付終了	12/28								住基カードへの公的個人認証新規登録は 12/22 で終了
個人番号カード交付開始	1/1～ (1/4～)								平成 28 年 1 月下旬よりコンビニ交付開始

※制度周知

区 HP <<随時…制度全般>>、広報いたばし <<8 月下旬…コールセンター開設等>>、広報いたばし特集号（個別全戸配布） <<10 月上旬…制度全般>>、リーフレットの発行（窓口配布用、町会回覧板用） <<10 月上旬…制度全般、12 月中旬…個人番号カード関連>>、ポスターを町会掲示板への掲示（10 月下旬…制度全般）等により、区民全体に情報が行き渡るよう広く周知を行う予定である。

3 区における個人番号カードの想定発行枚数

国の初年度（平成 27 年度の 1 月～3 月）発行想定枚数が 1,000 万枚となっており、全国の総人口に対する **7.8%** となっているため、この発行想定率を区の人口で算定すると、区の初年度発行想定枚数は**約 42,000 枚**となる。

なお、区の既存の「住民基本台帳カード」発行済枚数が約 42,000 枚あり、自動交付機で使用する「区民カード」の発行枚数が約 236,000 枚となっていることから、平成 28 年 1 月下旬から開始されるコンビニ交付にむけ「個人番号カード」への切り替えが進むものと予測している。

《板橋区の発行想定》※国の累積普及率による

年 度	発行枚数	累積発行枚数	累積普及率	備 考
平成 27 年度	約 42,000 枚	約 42,000 枚	7.8%	※1～3月の3ヶ月間
平成 28 年度	約 130,000 枚	約 172,000 枚	31.4%	
平成 29 年度	約 87,000 枚	約 259,000 枚	47.2%	
平成 30 年度	約 86,000 枚	約 345,000 枚	62.9%	

4 個人番号カード交付等の事務

(1) 個人番号カード交付体制の確立

個人番号カード発行開始直後の平成 28 年 1 月から 3 月期における想定発行枚数は約 42,000 枚に達することから、カード交付事務を遅滞なく円滑に実施できるよう、個人番号カード交付臨時対応事務として 5 種類の事務を一括して委託する。なお、委託による事務従事者にはカード交付に際し必要となる住基ネットの統合端末操作が国により認められていないため、一部の業務については、区職員が従事する。

《委託の受託事業者》

会 社 名	株式会社もしもしホットライン (平成 28 年 10 月に社名変更の予定)
所 在 地	東京都渋谷区代々木二丁目 6 番 5 号

《各業務の性質分類》

業 務 名	種別	区職員の従事	受託者の従事
コールセンター	対区民業務	×	◎
臨時窓口	対区民業務	○	◎
通知カード返戻分事務	内部業務	△1	◎
個人番号カード交付通知管理事務	内部業務	△1	◎
カード交付管理・受取予約システムの構築・運用	内部業務	△2	◎

※ ◎→主に従事 ○→統合端末操作と本人確認に従事 △1→統合端末操作に従事
△2→データ移行への立会に従事 ×→従事しない

(2) コールセンターについて

- ア 開設期間：平成 27 年 9 月 1 日(火)から年度末までを予定。なお、処理状況等に鑑み、必要に応じて平成 28 年度以降での延長も検討する。
- イ 実施場所：受託事業者の設置するコールセンターにて実施する。
- ウ 業務内容：制度全般の問合せ、個人番号カード交付の申請方法の問合せ、通知カードや個人番号カードの再交付案内、個人番号カード受取予約受付や予約変更と受取予約システムへの入力、苦情対応など。
なお、ファクシミリや電子メール等の利用による高齢者、聴覚障がい者対応も考慮し、且つ区内人口に多く占める英・中・韓の 3 カ国に対応する。

(3) 臨時窓口の設置について

- ア 開設期間：平成 27 年 10 月 1 日(木)から年度末までを予定。必要に応じて平成 28 年度以降での延長や当初想定期間中における早期終了、規模の縮小も検討する。
- イ 実施場所：区役所北館 2 階及び 6 区民事務所の計 7 箇所に臨時窓口を設置する。
- ウ 業務内容：会場整理及び来場者案内、制度全般に関係する相談や問合せ、コールセンターへの連携、苦情対応、個人番号カード交付申請書の受付、個人番号カード交付、臨時窓口で納品されるカードの受取や管理、個人番号カード交付申請書の地方公共団体情報システム機構(J-L I S)への発送準備、その他付随する事務処理業務。

(4) 通知カード返戻分事務及び個人番号カード交付通知管理事務の実施について

- ア 開設期間
 - (ア) 通知カード返戻分事務
平成 27 年 10 月 5 日(月)から年度末までを予定。
 - (イ) 個人番号カード交付通知管理事務
平成 28 年 1 月 4 日(月)から年度末までを予定。
※ (ア)、(イ)ともに必要に応じて平成 28 年度以降での延長や、早期終了も検討する。
- イ 実施場所及び再委託
区役所北館 2 階に設置する区画された作業スペースにおいて実施する。
※ 通知カードや個人番号カードを持出さない作業については、再委託先の事務センターで行う。
- ウ 業務内容
 - (ア) 通知カード返戻分事務
国から直接区民に発送された通知カードで、3 種の返戻理由(イ.宛所なし、ロ.郵便局保管期間満了、ハ.本人の受取拒否)により返戻されたものの処理、通知カードの返戻を区民に知らせる「返戻お知らせハガキ」(圧着式によって個人情報保護に配慮したもの)の作成及び発送。
 - (イ) 個人番号カード交付通知管理事務
J-L I S から区に納品される個人番号カード及び個人番号カード交付通知の検品作業、交付通知送付用データ作成、交付通知に同封する案内文(交付場所、交付日時を記載)の作成、交付通知と案内文の封入封緘作業など。
- エ 想定処理数
 - (ア) 通知カード返戻分事務
約 53,000 件(送付数約 290,000 の約 18.5%、国民健康保険証の返戻率等による)
 - (イ) 個人番号カード交付通知管理事務
約 42,000 件(3 に示す想定発行枚数による)

(5) カード交付管理及び受取予約システムの構築・運用について

- ア 開設期間
平成 27 年 10 月 1 日(木)から、事務の安定化が見込まれる平成 31 年中までを予定する。
- イ 実施場所及び再委託
カード交付管理システムは、区役所本庁舎内のサーバールームへサーバーを設置し、受取予約システムについては、受託事業者が用意するクラウドにて実施する。
- ウ 業務内容
このシステムを区及び受託事業者で使用することにより、コールセンターでの問合せ状況や通知カード返戻等の対応状況の管理など、カード交付に係る事務の処理状況を記録し、あわせて交付カード受取時の窓口混乱を回避すべく交付予約をコールセンターまたはインターネットによって行う。

通知カード及び個人番号カードについて①

通知カード（平成27年10月～送付）

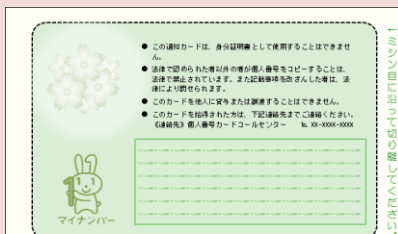
区市町村から住民への個人番号の通知を行うための紙製のカードです。通知カードの送付は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より行われ、住民票を有する全区民に送付されます。「個人番号カード」とは異なり、通知カードにあらかじめ決められた有効期間はありません。

個人番号カード（平成28年1月～交付）

希望する住民に対して、「通知カード」と引き換えに交付されるプラスチック製のカードです。顔写真入りで、身分証明書として使えます。個人番号カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別、カードの有効期間、本人の顔写真、裏面には、個人番号、氏名、生年月日が記載され、ICチップが搭載される予定です。（交付に係る手数料は当初無料）

【表】

【裏】



通知カード

（キリリ）

（キリリ）

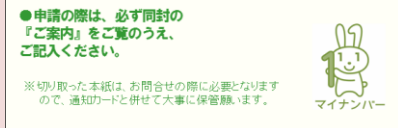
個人番号カード交付申請書兼 電子証明書発行申請書
申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123
個人番号 1234 5678 9012
NNNNNN市長様
（地方公共団体情報システム機構 宛）
氏名 花子
住所 ○○県 ■■市△△町◇丁目○番地▽▽号
生年月日 平成 5年 3月 31日 性別 女
※代替文字情報
電話番号
在留期間等 満7日の有無 N 在留期間等 満7日
右欄の点字表記を希望する
※最大11文字まで（漢点等は1文字）
※上に入力されている情報は、平成27年10月11日現在のものです。
右のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

顔写真貼付欄
サイズ（縦4.5cm×横3.5cm）
申請日 年 月 日
申請者氏名（自署）
●以下の電子証明書の詳細については、必ず同封の『ご案内』をご覧ください。
発行を希望しない電子証明書がある場合、○を黒く塗りつぶしてください。
 署名用電子証明書※ 利用者証明用電子証明書
※15歳未満の方、成年後見人の方は原則発行されません。
代理人氏名（自署）
代理人住所
本人との関係
（電話番号）
に印刷された記載事項のうち、印刷された用紙に貼付された写真の場合、申請は受け付けられませんので、お間違いのないようお取り扱いください。

個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

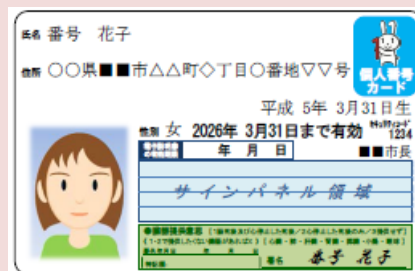
（キリリ）

（キリリ）



【表】

【裏】



◆個人番号カードの申請

◆個人番号カードの受取

●郵送等で申請【交付時来庁方式】
→申請書に必要事項を記入の上、顔写真を貼り、返信用封筒でポストへ投函

平成28年1月以降、区役所から「交付通知書」が届く。受取の場所・日時の予約を入れ、「本人確認書類」などを持って指定場所へ

●窓口で申請【申請時来庁方式】
→顔写真を貼った申請書と「本人確認書類」などを持って区役所・区民事務所へ



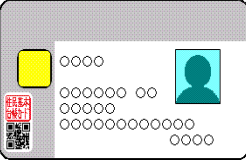

平成28年1月以降、「本人限定受取郵便」で届く

個人番号を取得するメリット

- 運転免許証のように、「公的な身分証明書」として利用できます。
- 板橋区では、コンビニなどで住民票や課税証明書等を取得できる予定です。
- 「公的個人認証機能」により、e-Taxなどの電子申請サービスが利用可能になります。
- 将来的には健康保険証としての機能を付与するなど、様々なカードを一元化できるように、現在検討中です。

○通知書類一式が簡易書留で届きます。
○封筒の中には「通知カード」「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」「返信用封筒」「説明書」が入っています。

通知カード及び個人番号カードについて②～機能比較～

個人番号カードと通知カードはマイナンバーの導入に伴い、発行が開始されるカードです。 この表は、既に板橋区で発行されているカードと機能を比較したものです。	通知カード	個人番号カード	住民基本台帳カード	いたばし区民カード
				
本人確認書類	× ※番号確認のみ	○	○ ※写真付きカードに限る	×
電子申請	×	○ ※年齢制限あり	○ ※本人の希望による、年齢制限あり	×
交付申請	不要	必要	必要 ※平成27年12月28日で発行終了	必要
コンビニ交付	×	○	×	×
自動交付機	×	×	×	○
手数料	無料 ※再交付は有料	当初無料 ※再交付は有料	500円 ※電子証明書発行手数料は別途500円	無料 ※印鑑登録手数料は別途100円
有効期間	なし	発行日から10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満は5回目の誕生日まで) ※電子証明書は5回目の誕生日まで	発行日から10年 ※電子証明書は3年	なし
主な用途	・個人番号の確認	・身分証明書として利用 ・証明書コンビニ交付の利用 (平成28年1月下旬開始予定)	・身分証明書として利用 ※写真付きカードに限る	・印鑑登録証として利用 ・証明書自動交付機の利用

個人番号カードを受領するまでの流れ

